

令和4年12月23日(金)
茨城県保健医療部感染症対策課
担当：課長 山口 雅樹
室長 阿部 将昭
電話：029-301-3219(直通) 3212(内線)

自己検査・陽性者情報登録センターの利用について

県では、新型コロナウイルス感染拡大による発熱外来のひっ迫を緩和するため、下記のとおり「陽性者情報登録センター」を設置しております。

特に、今冬は季節性インフルエンザとの同時流行により、県内で19,000人/日の発熱者を想定していることから、以下の点について、県民へのお知らせをよろしく願いいたします。

【お願いしたい点】

- 1 自己検査、陽性者情報登録センターの利用をご検討ください。
- 2 体調不良時、陽性判明後の自宅療養時に備え、日頃から、食料品や日用品、常備薬、抗原検査キット(体外診断用医薬品、第1類医薬品と表示)の備蓄をお願いいたします。

【陽性者情報登録センターの概要】

設置期間：令和4年8月19日(金)～令和5年3月31日(金)

登録対象者：検査で陽性となった方のうち、無症状や軽症の方(県内在住)

ただし、下記～のいずれかに該当する方や症状の重い方は、登録の対象外ですので医療機関を受診してください。

65歳以上
基礎疾患を有する
症状が続いている(概ね4日間)
妊娠している

申請方法：専用システムからオンラインで申請(下記の県ホームページが入口)

<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/yobo/yobo/hai futourokucenter.html>

記載内容をよく確認したうえで、中段の赤いボタンをクリックしてください。



留意事項

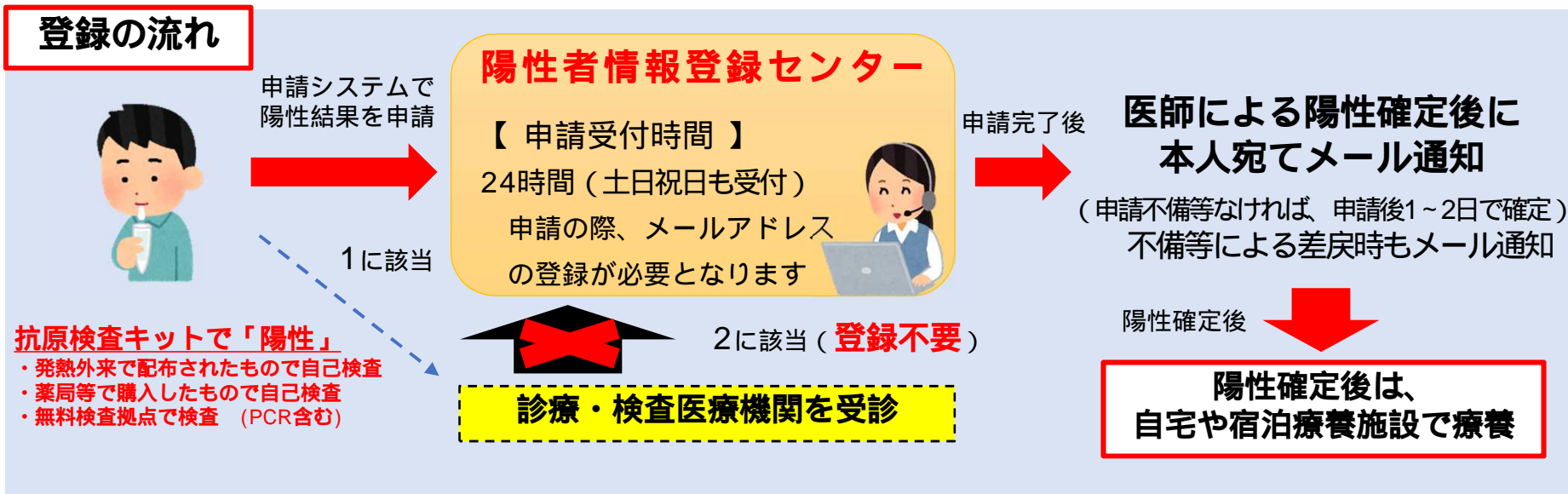
- ・本システムは医療機関の代わりに陽性診断を実施するものです。既に医療機関で陽性診断された方については、本システムへの申請は不要です。
- ・本システムはオンラインのみの申請となります。電話等では受付できません。インターネット環境及びメール環境がない場合は、医療機関を受診してください。
- ・申請受付後、医師による申請内容のチェックを経たうえで、診断結果をメールで通知します。申請から通知までは1～2日程度を要します。
- ・申請の際には、「検査結果の写真」や「運転免許証等の本人確認資料画像」が必要となります。

茨城県陽性者情報登録センターの活用について

➤ 県では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による医療機関のひっ迫を緩和するため、「茨城県陽性者情報登録センター」を設置しており、**検査で陽性となった方のうち、無症状や軽症の方のご登録**をお願いしております。

- 1 次の ~ のいずれかの条件（65歳以上、基礎疾患を有する、症状が続いている（概ね4日間）、妊娠している）に該当する方や症状が重い方は、お近くの「診療・検査医療機関を受診」してください。
- 2 すでに医療機関を受診し、陽性確定している方については、当センターへの登録はできませんので、ご注意ください。

登録の流れ



（参考：登録実績）

	新規陽性者数 (A)	陽性者情報登録センターの陽性者登録数 (B)	センター利用者の割合 (B/A)
8/19～9/2	52,613	3,616	6.9%
9/3～9/30	40,940	4,461	10.9%
10/1～10/31	21,690	2,171	10.0%
11/1～11/30	52,028	5,667	10.9%
12/1～12/15	43,786	4,978	11.4%

県民の皆様へのお願い

- 本県ではこれまでに、**県民の6人に1人に相当する、延べ50万人以上が陽性**となり、今や、**誰もが感染し得る状況**となり、コロナは特別な疾患ではなくなりつつあります。
- 大半の方は無症状・軽症です。自宅で療養される場合には、**食料品等の備蓄をお願いします。**

① 自己検査、陽性者情報登録センターの利用

- 発熱外来のひっ迫を回避するため、**自己検査をご検討ください。**
※65歳以上の方、基礎疾患がある方、妊娠している方、症状が続く方は発熱外来を受診してください。
- 自己検査や薬局検査で陽性が判明したときは、**陽性者情報登録センターへ登録してください。**

② 食料品や日用品、常備薬などの備蓄

- **日頃から、食料品等を備蓄してください。**インフル罹患時にも役立ちます。

最低5日分の食料品（ご飯、うどん、インスタント食品、冷凍食品、スポーツ飲料、ゼリー飲料等）

日用品（ティッシュ、トイレットペーパー、マスク、石鹸等）

服用中の薬・市販の解熱剤や咳止め薬、抗原検査キット（体外診断用医薬品、第1類医薬品と表示）

その他、生理用品や乳幼児・高齢者のための衛生用品等